

令和 7 年度第 3 回埼玉地方最低賃金審議会議事録

福田会長 ただいまから令和 7 年度第 3 回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。まず議員の出席状況と傍聴者について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長 現在、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 3 名にご出席いただいております。よって、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により本会は有効に成立していることを報告いたします。なお、今日は使用者側委員の藤本委員がご欠席、廣澤委員は列車が遅れておりまして、遅れて参加されるという連絡が入っております。傍聴者は 5 名です。

福田会長 ありがとうございます。本審議会は埼玉地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により公開とし、議事録についても同運営規程第 7 条第 2 項により公開することといたします。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。公益代表は私が、労働者側は矢島委員、使用者側は嶋田委員をお願いいたします。

福田会長 資料について事務局から説明してください。

専門監督官 本日の資料は資料 1、特定最低賃金の関係労使からの意見書、それから資料 2、令和 7 年度第 5 回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配付資料の 2 つになります。

資料 1 は、特定最低賃金の関係労使からの意見書になります。

ご覧のとおり、労働者側から 4 件、使用者側から 1 件の意見書が提出されております。こちらの意見書につきましては、最低賃金法第 25 条第 6 項の規定に基づきまして、埼玉労働局のホームページにおいて令和 7 年 7 月 14 日から令和 7 年 7 月 28 日までの間に意見を求めているものです。

いただいた意見書の方を紹介させていただきます。一つ目は富士フィルム労働組合からの意見書になります。意見書の概要を説明させていただきますと、こちらは、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業に係る意見書になります。2 のところで特定最低賃金の改定の必要性があるとされております。3 のところで、必要性の理由につきましては、光学産業では、弊事業所だけでなく産業として生き残るた

めにも優秀な人材の確保・定着させなければならない。

そのためには下記の観点などにおいて、現在の特定最賃は必要であり、かつ継続的な引き上げが必要である。人材の確保、「低賃金・低生産性」産業に陥ることを防ぐ、産業内の公正競争確保とあります。

二つ目はサンケン電気労働組合からいただいた電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金に係る意見書になります。この意見書でも、特定最低賃金の改定の必要性があるとされております。必要性の理由について読み上げますと、特定（産業別）最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」機能を持っています。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、「事業の公正競争の確保」によりサプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っています。

電機産業は高品質なもののづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されています。

産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要です。

また、電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっているため、事業の公正競争確保をはかるうえで、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠です。

これらのことから、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の特定（産業別）最低賃金の金額改正の取り組みは必要です。とされているところでございます。

三つ目は、フジアイタック労働組合から提出された、輸送用機械器具製造業の特定最低賃金に係る意見書でございます。

2のところで、特定最低賃金の改定の必要性があるとされております。

3の必要性の理由につきまして読み上げますと、急激な物価上昇により生活がよりいっそう厳しくなっている。特に電機やガソリン・食料等、生活に欠かせないものの物価上昇が大きく生活に響いています。正社員については春闘にて十分とは言えませんが、ある程度の賃上げ出来ておりますが、輸送用機械器具での労働者に占める非正規労働者の割合は高く、その多くは低賃金での労働を余儀なくされている状況にあります、また、生産も余り増えていない状況で、残業規制もあり、

補填が出来なくなっています。この物価上昇も重なり生活苦が続いている為、これらの労働者の処遇を改善する必要があると考えます、とされており。

四つ目は、日産プリンス埼玉販売労組からの意見書でございます。

自動車小売業の特定最低賃金に係る意見書でございます。

2のところで、特定最低賃金の改定の必要性があるとされております。

3のところで必要性の理由について書かれておりまして、これを読み上げますと、「2025年度上期の国内自動車業界では、消費者ニーズの変化と各メーカーの戦略的な取り組みで、2024年上期と比較すると増加している。また、下期については、米国の関税影響は国内販売に影響は少ないと考えており、引き続き安定的に推移すると認識している。自動車小売業では、慢性的な人員不足に陥っている。今後を担う若年層の整備士が年々減少していることに加え、これまで人材不足（特に整備士）を補っていた外国人の整備士については、賃金の低さと円安の影響から、減少傾向にある。特定最低賃金は「労働条件の向上」「事業の公正競争の確保」を目的として賃金の底上げ、底支え、格差是正に直結する取り組みであり、産業の魅力向上や人材確保を引き続き推し進めていく必要がある。日本の基幹産業である自動車業界の社会的優位性を確保するうえで特定最低賃金は大変重要であるとともに、新たな優秀な人材を自動車小売全体で安定的に確保していくことが必要不可欠であると考える。」とされております。

最後は、使用者からの意見書になります。

1（1）のところで提出者が書いてありますが、埼玉県自動車販売店協会からの意見書になります。

4（2）の最低賃金制度に関する意見・要望について、で書かれておりますことを読みあげますと、「人材確保の競争力が高まる中で、制度の目的が世間に合わなくなることを懸念。

生活を支える指標として意味があるかもしれないが、むしろ企業が提示する賃金、賃上げの内容や表現方法について、誤解やトラブルを招かない仕組みを敷くべきと考える。メディアでは大手企業の賃上げの報道が多いが、中小企業はその波に乗ることが出来ない。もっと中小企業のことも考えて頂き、常識ある賃上げを考えて欲しい。埼玉県の地域別最低賃金の引上げ率が過去の推移を見ても上昇していることを鑑みて、それよりも高く設定している自動車小売業の最低賃金を将来的には地域別最低賃金の水準に収斂させていくべきではないか。

地域別最低賃金と特定最低賃金を1本化出来ないか。東京都と隣接している埼玉県ではどうしても最低賃金が比較され貴重な労働力が都内に流れている。

東京都と遜色ない最低賃金にするべきとは思いますが、体力の無い企業は倒産の危機にすらなり得る。皆が納得する議論に期待。

安い日本からの脱却は必要。

同制度による最低賃金の改善によって、労働条件の改善や、従業員の生活の安定、労働力の確保等に繋がることに期待。

企業の給与決定において、一定の指標にはなっている。」との記載がごさいます。

その下に(3)とありまして、最低賃金審議会に関する意見・要望が記載されてございまして、「最低賃金の決定については、物価上昇の視点もあると思うが、内需拡大に繋がる額とタイミングも見極めて決定して欲しい。

特定(産業別)最低賃金を設定している業界に対しての支援(賃金・採用・税制など)を希望。最低賃金審議会での議論を通じて最低賃金を引上げ、従業員の給与増加に繋げ、消費の押し上げによる経済の好循環が実現することを願っている。」というような記載がごさいます。

資料2は昨日行われました令和7年度第5回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における配付資料です。資料は以上でございます。

福田会長

特定最賃の改正に関して、関係労使から提出された意見書をご紹介いただきましたが、これについてご質問あるいはご意見があればいただきたいと思ひます。

よろしいでしょうか。それではもし何かあれば後からでも願ひします。

それでは特定最低賃金改正の必要性についてでござひますが、皆さんご承知の通り、このところ、県最賃が比較的上がっておりますので、特賃と県最賃の差が縮まってきていて、使用者側の意見書で、いずれは収斂されるべきだというご意見もありましたけれども、特賃はもちろん県最賃よりも高い額で定めなければならないということもありますし、各企業における企業内最低賃金に関する労働協約で定めた金額を超えることができないという制約もござひます。

従ひまして特定最低賃金改正の必要性の有無については、今年の県最賃の額について結論が出てから判断することといたしたいと思ひますけれども、労使の皆さんいかがでしょうか。

(異議なし、の声あり)

福田会長　よろしいでしょうか。それではそういうことにさせていただきたい
と思います。

次に議題３のその他でございますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

特にないようではありますが事務局から何かございますか。

賃金室長 事務局からはございません。

福田会長 ありがとうございました。それでは、これで本日の議題は全て終了
いたしました。

最後、何かご質問あるいはご意見等あれば、頂戴したいと思いますけれどもよろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。